

<h1>静岡市報</h1>	No. 59
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

条 例

- 静岡市南アルプスユネスコエコパーク保全活用基金条例・・・・・・・・・・・・・6
- 静岡市美しく豊かな駿河湾保全活用基金条例・・・・・・・・・・・・・8
- 静岡市事務分掌条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・10
- 静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・11
- 静岡市手数料条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・13
- 静岡市キャンプ場条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・16
- 静岡市知的障害者福祉施設条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・17
- 静岡市精神障害者地域生活支援センター条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・18
- 静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・19
- 静岡市新型コロナウイルス感染症関連施策基金条例を廃止する条例・・・・・・・・・・・・・20
- 清水市職員退隠料等支給条例を廃止する条例・・・・・・・・・・・・・21

規 則

- 静岡市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・23
- 静岡市看護師等修学資金貸与等規則を廃止する規則・・・・・・・・・・・・・29
- 清水市職員退隠料等支給条例施行規則を廃止する規則・・・・・・・・・・・・・30
- 静岡市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・31
- 静岡市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則及び静岡市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・33

教育委員会規則

- 静岡市図書館条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・35

上下水道局管理規程

- 静岡市企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・・44

告 示

- 
- 児童福祉法第22条第1項に規定する助産の実施、同法第23条第1項に規定する母子保護の実施、同法第27条第1項第3号に規定する措置、同条第2項に規定する委託措置及び同法第33条の6第1項に規定する児童自立生活援助の実施に関する静岡市児童福祉法等施行細則第33条第2項に規定する費用に係る徴収基準を定めた告示の一部改正・・・・・・・・・・46
  - 地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託の告示の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
  - 地方自治法施行令第158条の2第1項の規定による地方税の収納の事務の委託の告示の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・62
-

＜本号で登載された条例のあらまし＞

◇ 静岡市南アルプスユネスコエコパーク保全活用基金条例（令和6年静岡市条例第6号）

南アルプスユネスコエコパークの自然環境を保全し、及び地域資源を活用するための事業に要する経費の財源に充てるため、静岡市南アルプスユネスコエコパーク保全活用基金を設置することに関し、必要な事項を定めるため本条例を制定することとした。

---

◇ 静岡市美しく豊かな駿河湾保全活用基金条例（令和6年静岡市条例第7号）

美しく豊かな駿河湾の海洋環境を保全し、及び海洋資源を活用するための事業に要する経費の財源に充てるため、静岡市美しく豊かな駿河湾保全活用基金を設置することに関し、必要な事項を定めるため本条例を制定することとした。

---

◇ 静岡市事務分掌条例の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第8号）

令和6年度の組織機構改編に伴い、組織の構成及び事務分掌を変更するため、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第9号）

令和6年能登半島地震などの災害が発生し、職員が被災地へ派遣され災害応急対策等の業務に従事した場合に新たな手当を支給するため、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市手数料条例の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第10号）

戸籍法の一部改正に伴い、新たに発生する証明に係る事務の手数料について、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市キャンプ場条例の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第11号）

梅ヶ島キャンプ場の使用料について、宿泊のために設置するトレーラーハウスの使用料を追加するため、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市知的障害者福祉施設条例の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第12号）

知的障害者福祉施設の利用料金について、食事の提供に要する費用に関する規定を削除するため、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市精神障害者地域生活支援センター条例の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第13号）

精神障害者地域生活支援センターの事業について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため

の法律第5条第18項に規定する事業に関する規定を削除するため、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第14号）

令和6年能登半島地震などの災害が発生し、教育職員が被災地へ派遣され災害応急対策等の業務に従事した場合に新たな手当を支給するため、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市新型コロナウイルス感染症関連施策基金条例を廃止する条例（令和6年静岡市条例第15号）

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、新型コロナウイルス感染症関連施策の財源のための基金を廃止するため、本条例を廃止することとした。

---

◇ 清水市職員退職料等支給条例を廃止する条例（令和6年静岡市条例第16号）

昭和37年11月以前に退職した職員及びその遺族を対象に支給する退職料等について、支給対象者がいなくなったため、本条例を廃止することとした。

# 条 例

静岡市南アルプスユネスコエコパーク保全活用基金条例をここに公布する。

令和6年2月21日

静岡市長 難波 喬 司

#### 静岡市条例第6号

##### 静岡市南アルプスユネスコエコパーク保全活用基金条例

(設置)

第1条 南アルプスユネスコエコパーク（国際連合教育科学文化機関が実施する生物圏保存地域として登録された南アルプスの地域をいう。）の自然環境を保全し、及び地域資源を活用するための事業（以下「事業」という。）に要する経費の財源に充てるため、静岡市南アルプスユネスコエコパーク保全活用基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げるものの合計額とする。

- (1) 事業のための寄附金
- (2) 予算の定めるところにより、基金として積み立てる金額
- (3) 第4条の規定により基金に編入する金額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、静岡市一般会計歳入歳出予算に計上して、第1条に規定する目的を達成するための経費の財源に充て、又はこの基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところによりその全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市美しく豊かな駿河湾保全活用基金条例をここに公布する。

令和6年2月21日

静岡市長 難波 喬 司

#### 静岡市条例第7号

静岡市美しく豊かな駿河湾保全活用基金条例

(設置)

第1条 美しく豊かな駿河湾の海洋環境を保全し、及び海洋資源を活用するための事業（以下「事業」という。）に要する経費の財源に充てるため、静岡市美しく豊かな駿河湾保全活用基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げるものの合計額とする。

- (1) 事業のための寄附金
- (2) 予算の定めるところにより、基金として積み立てる金額
- (3) 第4条の規定により基金に編入する金額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、静岡市一般会計歳入歳出予算に計上して、第1条に規定する目的を達成するための経費の財源に充て、又はこの基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、予



算の定めるところによりその全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年2月21日

静岡市長 難波 喬 司

#### 静岡市条例第8号

静岡市事務分掌条例の一部を改正する条例

静岡市事務分掌条例（平成16年静岡市条例第97号）の一部を次のように改正する。

第1条中「総室及び」を削り、「危機管理総室」を「危機管理局」に、「企画局」を「総合政策局」に改め、同条総合政策局の事務分掌（1）中「重要政策」を「政策」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。  
（静岡市国民保護協議会条例の一部改正）
- 2 静岡市国民保護協議会条例（平成18年静岡市条例第11号）の一部を次のように改正する。  
第5条中「危機管理総室」を「危機管理局」に改める。

静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年2月21日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第9号

静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成19年静岡市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 災害応急対策等業務手当

第5条第2項中「動物指導センター」を「動物愛護センター」に改める。

第9条の次に次の1条を加える。

(災害応急対策等業務手当)

第9条の2 災害応急対策等業務手当は、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した本市の区域外の地域に派遣された職員（当該地域を管轄する他の地方公共団体から給与その他の給付の支給を受ける者を除く。）が災害応急対策若しくは災害復旧の業務に従事したとき、又は職員が消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として行う業務に従事したときに支給する。

別表中

「

	有害鳥獣捕獲等業務手当	日額 440円	を
--	-------------	---------	---

」

「

	有害鳥獣捕獲等業務手当	日額 440円	に
災害応急対策等業務手当		日額 900円	

」

改める。

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第2項の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

## (適用)

- 2 この条例による改正後の静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例第2条、第9条の2及び別表の規定は、令和6年1月1日から適用する。

静岡市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年2月21日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第10号

静岡市手数料条例の一部を改正する条例

静岡市手数料条例（平成15年静岡市条例第103号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部の証明	1通につき 450円	を
除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部の証明	1通につき 750円	」
戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付	1通につき 450円	に、
除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の交付	1通につき 750円	」
戸籍法（昭和22年法律第224号）第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の届出若しくは申請の受理の証明又は同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の書類に記載した事項の証明	1通につき 350円	を
		」

戸籍法(昭和22年法律第224号)第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の届出若しくは申請の受理の証明、同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明又は同法120条の6第1項の届書等情報の内容の証明	1通につき 350円	に、
--	------------	----

戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の書類の閲覧	書類1件につき 350円	を
---	--------------	---

戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の届書その他市長の受理した書類の閲覧又は同法第120条の6第1項の届書等情報の内容を表示したものの閲覧	書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき 350円	に、
--	--------------------------------	----

身分に関する証明	1枚につき 300円	を
----------	------------	---

身分に関する証明	1枚につき 300円	
戸籍法第120条の3第2項の規定による戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)	1件につき 400円	に

戸籍法第120条の3第2項の規定による除籍電子証明書提供用識別符号の発行（除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	1件につき 700円
--	------------

改める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

静岡市キャンプ場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年2月21日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第11号

静岡市キャンプ場条例の一部を改正する条例

静岡市キャンプ場条例（平成15年静岡市条例第131号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

	テント持込料	1 張	670円	340円	無料	を
--	--------	-----	------	------	----	---

」

「

	トレーラーハウス	1 台	9,800円	5,400円	2,650円	に
	テント持込料	1 張	670円	340円	無料	

」

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年3月1日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 この条例による改正後の静岡市キャンプ場条例別表の規定に基づく静岡市梅ヶ島キャンプ場の利用に係る許可の申請及びこれに伴う使用料の徴収その他の行為は、この条例の施行の日前においてもこれを行うことができる。



静岡市知的障害者福祉施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年2月21日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第12号

静岡市知的障害者福祉施設条例の一部を改正する条例

静岡市知的障害者福祉施設条例(平成15年静岡市条例第155号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「支援法第29条第1項に規定する特定費用の額として規則で定める額及び」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市精神障害者地域生活支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年2月21日

静岡市長 難波 喬 司

#### 静岡市条例第13号

静岡市精神障害者地域生活支援センター条例の一部を改正する条例

静岡市精神障害者地域生活支援センター条例（平成16年静岡市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号を削り、同条第2号中「法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号を同条第2号とし、同条第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とする。

第6条第1項中「第3条第3号」を「第3条第2号」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年2月21日

静岡市長 難波 喬 司

#### 静岡市条例第14号

静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

静岡市教育職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第259号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「及び教育業務連絡指導手当」を「、教育業務連絡指導手当及び災害応急対策等業務手当」に改め、同条中第8項を第10項とし、第7項を第9項とし、第6項を第8項とし、第5項の次に次の2項を加える。

6 災害応急対策等業務手当は、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した本市の区域外の地域に派遣された第2条第2号に規定する職員（当該地域を管轄する他の地方公共団体から給与その他の給付の支給を受ける者を除く。）が災害応急対策又は災害復旧の業務に従事したときに支給する。

7 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき900円（1日の作業時間が3時間に満たないときは、450円）とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の静岡市教育職員の給与に関する条例の規定は、令和6年1月1日から適用する。

静岡市新型コロナウイルス感染症関連施策基金条例を廃止する条例をここに公布する。

令和6年2月21日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第15号

静岡市新型コロナウイルス感染症関連施策基金条例を廃止する条例

静岡市新型コロナウイルス感染症関連施策基金条例（令和2年静岡市条例第72号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年3月29日から施行する。

清水市職員退隠料等支給条例を廃止する条例をここに公布する。

令和6年2月21日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第16号

清水市職員退隠料等支給条例を廃止する条例

清水市職員退隠料等支給条例（昭和37年清水市条例第30号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 規 則

静岡市規則第4号

静岡市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年2月20日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則

静岡市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則（平成15年静岡市規則第134号）の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「乗じて得た額」の次に「(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を加える。

別表備考（3）を削る。

様式第4号中「なお、患者又は無症状病原体保有者は、同法第18条第2項の規定により、当該感染症の病原体を保有しなくなるまでの期間は、次の業務への就業が制限されます。」を削り、

「

就業の制限を受ける業務	1 飲食物の製造、販売、調製又は取扱いの際に飲食物に直接接触する業務 2 他者の身体に直接接触する業務 3 多数の者に接触する業務	を
就業制限の期間	病原体を保有しなくなるまでの期間	

」

「

就業の制限を受ける業務		に
就業制限の期間		

」

改める。

様式第7号その1中「第19条第2項及び同条第3項」を「第19条第3項及び第5項」に、

「

退院の請求	入院している者又はその保護者は、法第22条第3項（法第26条において準用する場合も含む。）の規定により、保健所長に対して退院を求めることができます。
-------	--

を

」

「

退院の請求	入院している者又はその保護者は、法第22条第3項（法第26条において準用する場合も含む。）の規定により、保健所長に対して退院を求めることができます。
入院の期間中に逃げた場合の措置	入院の期間中に逃げた場合には、法第80条の規定により50万円以下の過料に処せられます。

に

」

改める。

様式第7号その2中

「

退院の請求	入院している者又はその保護者は、法第22条第3項（法第26条において準用する場合も含む。）の規定により、保健所長に対して退院を求めることができます。
-------	--

を

」

「

退院の請求	入院している者又はその保護者は、法第22条第3項（法第26条において準用する場合も含む。）の規定により、保健所長に対して退院を求めることができます。
入院の期間中に逃げた場合の措置	入院の期間中に逃げた場合には、法第80条の規定により50万円以下の過料に処せられます。

に

」



改める。

様式第7号その3中「同条第2項」の次に「及び第3項」を加え、

「

退 院 の 請 求	入院している者又はその保護者は、法第48条第3項の規定により、保健所長に対して退院を求めることができます。	を
-----------	---	---

」

「

退 院 の 請 求	入院している者又はその保護者は、法第48条第3項の規定により、保健所長に対して退院を求めることができます。	に
入院の期間中に逃げた場合の措置	入院の期間中に逃げた場合には、法第80条の規定により50万円以下の過料に処せられます。	

」

改める。

様式第8号その1中「第19条第2項及び第4項」を「第19条第3項及び第5項」に、「入院勧告」を「入院措置」に、

「

退 院 の 請 求	入院している者又はその保護者は、法第22条第3項（法第26条において準用する場合も含む。）の規定により、保健所長に対して退院を求めることができます。	を
-----------	--	---

」

「

退 院 の 請 求	入院している者又はその保護者は、法第22条第3項（法第26条において準用する場合も含む。）の規定により、保健所長に対して退院を求めることができます。	に
入院の期間中に逃げた場合、又は正当な理由がなく入院すべき期間の	入院の期間中に逃げた場合、又は正当な理由がなく入院すべき期間の始期までに入院しなかった場合には、法第80条の規定により50万円以下の過料に処せられます。	

」

始期までに入院しなかった場合の措置	
-------------------	--

改める。

様式第8号その2中

「

入院の種別	入院(10日以内)	を
-------	-----------	---

」

「

入院の種別		に、
-------	--	----

」

「入院勧告」を「入院措置」に、

「

退院の請求	入院している者又はその保護者は、法第48条第3項の規定により、保健所長に対して退院を求めることができます。	を
-------	---	---

」

「

退院の請求	入院している者又はその保護者は、法第48条第3項の規定により、保健所長に対して退院を求めることができます。	に
入院の期間中に逃げた場合、又は正当な理由がなく入院すべき期間の始期までに入院しなかった場合の措置	入院の期間中に逃げた場合、又は正当な理由がなく入院すべき期間の始期までに入院しなかった場合には、法第80条の規定により50万円以下の過料に処せられます。	

」

改める。

様式第9号その1中「入院勧告」を「入院措置」に、

「

入院すべき期限	年 月 日
入院すべき期限	年 月 日 から 年 月 日 まで

を

」

「

入院の措置を延長する期間	
--------------	--

に、

」

「

退院の請求	入院している者又はその保護者は、法第22条第3項（法第26条において準用する場合も含む。）の規定により、保健所長に対して退院を求めることができます。
-------	--

を

」

「

退院の請求	入院している者又はその保護者は、法第22条第3項（法第26条において準用する場合も含む。）の規定により、保健所長に対して退院を求めることができます。
入院の期間中に逃げた場合の措置	入院の期間中に逃げた場合には、法第80条の規定により50万円以下の過料に処せられます。

に

」

改める。

様式第9号その2中「入院勧告」を「入院措置」に、「入院すべき期間」を「入院の措置を延長する期間」に、

「

退院の請求	入院している者又はその保護者は、法第48条第3項の規定により、保健所長に対して退院を求めることができます。
-------	---

を

」

「

退院の請求	入院している者又はその保護者は、法第48条第3項の規定により、保健所長に対して退院を求めることができます。	に
入院の期間中に逃げた場合の措置	入院の期間中に逃げた場合には、法第80条の規定により50万円以下の過料に処せられます。	

」

改める。

様式第13号中「次の者の退院について、次のとおり通知」を「次のとおり請求」に、「申請者」を「請求者」に改める。

様式第21号中「第5条」を「第9条第2項」に改める。

様式第22号中

「

申請者との関係		を
---------	--	---

」

「

申請者との関係		に
入院医療機関の名称		

」

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 静岡市規則第5号

静岡市看護師等修学資金貸与等規則を廃止する規則をここに制定する。

令和6年2月20日

静岡市長 難波 喬 司

## 静岡市看護師等修学資金貸与等規則を廃止する規則

静岡市看護師等修学資金貸与等規則（平成15年静岡市規則第165号）は、廃止する。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（静岡市会計規則の一部改正）

- 2 静岡市会計規則（平成15年静岡市規則第45号）の一部を次のように改正する。

別表第1 保健福祉長寿局保健衛生医療部保健衛生医療課の項中「、各種証明閲覧手数料及び看護師等修学資金貸付金元利収入」を「及び各種証明閲覧手数料」に改める。

静岡市規則第6号

清水市職員退隠料等支給条例施行規則を廃止する規則をここに制定する。

令和6年2月21日

静岡市長 難波 喬 司

清水市職員退隠料等支給条例施行規則を廃止する規則

清水市職員退隠料等支給条例施行規則（昭和37年清水市規則第21号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 静岡市規則第7号

静岡市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年3月6日

静岡市長 難波 喬 司

## 静岡市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則

静岡市消防団の組織等に関する規則（平成20年静岡市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項の表静岡市消防団蒲原地区本部の項を削る。

別表第1静岡地区本部に属する分団の表静岡第35分団の項中「及び井川」を「、井川、岩崎、上坂本、小河内及び田代」に改め、同表静岡第38分団の項を削り、別表第1清水地区本部に属する分団の表清水第19分団の項の次に次のように加える。

蒲原第1分団	静岡市清水区蒲原888番地の1	清水区のうち蒲原の一部、蒲原一丁目、蒲原二丁目、蒲原三丁目の一部及び蒲原四丁目の一部の区域
蒲原第2分団	静岡市清水区蒲原新田二丁目11番9号	清水区のうち蒲原の一部、蒲原三丁目の一部、蒲原四丁目の一部、蒲原小金、蒲原新田一丁目及び蒲原新田二丁目の区域
蒲原第3分団	静岡市清水区蒲原中573番地の14	清水区のうち蒲原神沢、蒲原堰沢及び蒲原中の区域
蒲原第4分団	静岡市清水区蒲原新栄150番地	清水区のうち蒲原の一部、蒲原新栄及び蒲原東の区域
由比第1分団	静岡市清水区由比北田110番地の1	清水区のうち由比、由比北田、由比阿僧、由比町屋原の一部、由比東山寺の一部及び由比八千代の一部の区域
由比第2分団	静岡市清水区由比寺尾16番地の2	清水区のうち由比今宿、由比寺尾、由比東倉澤、由比西倉澤、由比西山寺、由比町屋原の一部及び由比八千代の一部の

		区域
由比第3分団	静岡市清水区由比入山 1971番地の9	清水区のうち由比入山及び由比東山寺 の一部の区域

別表第1 蒲原地区本部に属する分団の表を削る。

別表第2 第15方面隊の項中「及び蒲原第4分団」を「、蒲原第4分団、由比第1分団、由比第2分団及び由比第3分団」に改め、同表第16方面隊の項を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。



## 静岡市規則第8号

静岡市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則及び静岡市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年3月6日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則及び静岡市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(静岡市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部改正)

第1条 静岡市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則(平成25年静岡市規則第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

(静岡市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部改正)

第2条 静岡市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則(平成28年静岡市規則第56号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

静岡市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則

第1条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

様式第1号、様式第2号、様式第4号及び様式第5号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

# 教育委員会規則

## 静岡市教育委員会規則第1号

静岡市図書館条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年2月16日

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

## 静岡市図書館条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市図書館条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「図書館資料」の次に「(電子書籍(書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。)であって、電子計算機等を利用してその内容を容易に認識することができるものをいう。以下同じ。)を除く。以下この条、次条から第5条まで、第6条、第12条から第14条まで及び第16条において同じ。)」を加える。

第5条の次に次の1条を加える。

(電子書籍の貸出しを受けることができる個人)

第5条の2 電子書籍の貸出しを受けることができる個人は、前条第1項第1号及び第2号に掲げる者とする。

第6条の見出し中「図書館カード」を「図書館カード等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、静岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則（平成19年静岡市規則第24号）第4条第1項の規定により電子計算機から入力して図書館カードの交付を受けようとする場合は、図書館カードに代えて、個人貸出しのための利用者番号（以下「利用者番号」という。）の交付を受けることができる。

第8条の見出し中「返却」を「返却等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 利用者番号の交付を受けた者は、前項各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を館長に届け出なければならない。

第9条中「図書館カード」の次に「及び利用者番号」を加える。

第10条中「図書館カード」の次に「又は利用者識別情報(館外貸出しの利用者を識別する情報で教育長が別に定めるものをいう。)」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(電子書籍の貸出しの手続)

第10条の2 電子書籍の貸出しを受けるときは、教育長が別に定める方法により行わなければならない。

第13条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 電子書籍の貸出しを受けられる点数は、1人につき3点以内とし、貸出しの期間は貸出日の翌日から14日以内とする。

様式第1号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第3号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第4号を次のように改める。



【様式は掲載省略】

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この規則は、令和6年3月1日から施行する。

## (経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市図書館条例施行規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市図書館条例施行規則の相当様式により提出された文書とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に旧規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

# 上下水道局管理規程

## 静岡市上下水道局管理規程第1号

静岡市企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和6年2月29日

静岡市公営企業管理者 森 下 靖

静岡市企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程

静岡市企業職員の特殊勤務手当に関する規程（平成15年静岡市企業局管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

(7) 災害応急対策等業務手当	災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した本市の区域外の地域に派遣された職員（当該地域を管轄する他の地方公共団体から給与その他の給付の支給を受ける者を除く。）が、災害応急対策又は災害復旧の業務に従事したとき。	日額900円
-----------------	--	--------

## 附 則

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の静岡市企業職員の特殊勤務手当に関する規程別表（災害応急対策等業務手当に限る。）の規定は、令和6年1月1日から適用する。

告 示

## 静岡市告示第95号

児童福祉法第22条第1項に規定する助産の実施、同法第23条第1項に規定する母子保護の実施、同法第27条第1項第3号に規定する措置、同条第2項に規定する委託措置及び同法第33条の6第1項に規定する児童自立生活援助の実施に関する静岡市児童福祉法等施行細則第33条第2項に規定する費用に係る徴収基準を定めた告示（令和2年静岡市告示第484号）の一部を次のように改正する。

令和6年2月28日

静岡市長 難波 喬 司

第2項の表備考に次のように加える。

- 8 措置児童等が、扶養義務者の児童、当該扶養義務者の児童であった者及び当該扶養義務者又はその配偶者の直系卑属（当該扶養義務者の児童及び当該扶養義務者の児童であった者を除く。）（当該扶養義務者と生計を一にする者に限る。）が2人以上いる扶養義務者と同一の世帯に属する者（最年長者である者を除く。）であって、出生から満3歳に到達した日以後最初の4月1日に達する日までの者であった場合は、児童福祉法第56条第2項の規定にかかわらず、当該措置児童等に係る措置費のうち実費負担に相当する部分を除いた部分については徴収しないこととする。ただし、当該措置児童等に係る措置費のうち実費負担に相当する部分については、この表の基準額を上限として徴収することができる。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の児童福祉法第22条第1項に規定する助産の実施、同法第23条第1項に規定する母子保護の実施、同法第27条第1項第3号に規定する措置、同条第2項に規定する委託措置及び同法第33条の6第1項に規定する児童自立生活援助の実施に関する静岡市児童福祉法等施行細則第33条第2項に規定する費用に係る徴収基準を定めた告示の規定は、この告示の施行の日以後に行われた児童福祉法（昭和22年法律第164号）第22条第1項に規定する助産の実施、同法第23条第1項に規定する母子保護の実施、同法第27条第1項第3号に規定する措置、同条第2項に規定する委託措置及び同法第33条の6第1項に規定する児童自立生活援助の実施（以下「助産の実施等」という。）に要する費用に係る徴収基準について適

用し、同日前に行われた助産の実施等に要する費用に係る徴収基準については、なお従前の例による。

## 静岡市告示第97号

地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託を定めた告示（平成15年静岡市告示第5号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月1日

静岡市長 難波 喬 司

表中

「

静岡市立日本平動物園の入園料、遊戯施設使用料、駐車場使用料及び各種発行物売払収入の徴収事務並びに静岡市立日本平動物園整備基金に係る静岡市立日本平動物園における寄附金の収納事務	一般財団法人静岡市動物園協会理事長
静岡市民ギャラリー使用料の徴収事務	公益財団法人静岡市文化振興財団理事長
静岡市立芹沢銈介美術館使用料及び静岡市立登呂博物館観覧料（共通観覧券に係るものに限る。）の徴収事務	株式会社サン代表取締役
静岡市梅ヶ島キャンプ場使用料の徴収事務	静岡市梅ヶ島キャンプ場運営協議会会長
静岡市玉川キャンプセンター使用料の徴収事務	静岡市玉川キャンプセンター運営協議会会長
戸籍等手数料及びその他証明閲覧手数料の徴収事務	株式会社東海道シグマ代表取締役
指定容器の販売に伴う一般廃棄物処理手数料の徴収事務	一般財団法人静岡市環境公社理事長
動物火葬手数料の徴収事務	一般社団法人静岡県動物保護協会会長
静岡市静岡中央子育て支援センター及び静岡市清水中央子育て支援センター一時保育室使用料の徴収事務	社会福祉法人静岡市社会福祉協議会会長
井川高齢者生活福祉センター使用料の徴収事務	社会福祉法人静岡市社会福祉協議会会長



大川高齢者生活福祉センター使用料の徴収事務	社会福祉法人駿河会理事長
急病センター使用料及び手数料の徴収事務	一般社団法人静岡市静岡医師会会長
狂犬病予防等手数料の徴収事務	静岡市獣医師会会長
狂犬病予防等手数料の徴収事務	株式会社ワンヘルスコーポレーション代表取締役
狂犬病予防等手数料の徴収事務	有限会社美術館前動物病院代表取締役
静岡市林業センター使用料の徴収事務	静岡市森林組合代表理事組合長
用宗漁港クレーン使用料、岸壁使用料及び船揚場使用料の徴収事務	清水漁業協同組合代表理事組合長
由比漁港岸壁使用料及び船揚場使用料の徴収事務	由比港漁業協同組合代表理事組合長
静岡へりポートの着陸料及び停留所の徴収事務	公益財団法人静岡市まちづくり公社理事長
静岡市青葉通り自転車等駐車場使用料の徴収事務	エスピ東海株式会社代表取締役
静岡市追手町自転車等駐車場使用料の徴収事務	株式会社セリオ代表取締役社長
静岡市黒金町西第1自転車等駐車場及び静岡市黒金町西第2自転車等駐車場使用料の徴収事務	東光ガード株式会社代表取締役
静岡市黒金町東第1自転車等駐車場及び静岡市黒金町東第2自転車等駐車場使用料の徴収事務	静岡ビル保善株式会社代表取締役
生涯学習センター使用料（静岡市葵生涯学習センター、静岡市西部生涯学習センター、静岡市東部生涯学習センター、静岡市北部生涯学習センター、静岡市藁科生涯学習センター、静岡市西奈生涯学習センター、静岡市南部生涯学習センター、静岡市長田生	公益財団法人静岡市文化振興財団理事長

生涯学習センター、静岡市大里生涯学習センター、静岡市駿河生涯学習センター及び静岡市北部生涯学習センター美和分館)、女性会館使用料及び南部勤労者福祉センター使用料の徴収事務	
静岡市清水社会福社会館使用料の徴収事務	社会福祉法人静岡市社会福祉協議会会長
静岡市静岡駅北口地下駐車場使用料の徴収事務	株式会社ユアーズ静岡代表取締役
静岡市森下町自転車等駐車場使用料の徴収事務	株式会社サン代表取締役
藁科都市山村交流センター使用料の徴収事務	藁科交流センター運営委員会委員長
静岡市清水駅東口ライミング場使用料の徴収事務	清水駅まちづくりパーキング共同事業体代表企業静岡ビルサービス株式会社代表取締役
清水日本平運動公園球技場使用料の徴収事務	静岡スポーツスクエア共同事業体代表者公益財団法人静岡市まちづくり公社理事長
計量器検査手数料の徴収事務	一般社団法人静岡県計量協会会長
静岡市梅ヶ島高齢者生活福祉センター使用料の徴収事務	社会福祉法人桂理事長
狂犬病予防等手数料の徴収事務	有限会社しん動物病院代表取締役
静岡市草薙駅前西自転車等駐車場及び静岡市草薙駅北口自転車等駐車場使用料の徴収事務	株式会社セリオ代表取締役社長
静岡市清水駅西口自転車等駐車場使用料の徴収事務	エスピトーム株式会社代表取締役
静岡市由比駅前自転車等駐車場使用料の徴収事務	株式会社静岡総合警備保障代表取締役
静岡市地域福祉交流プラザ使用料の徴収事務	社会福祉法人静岡市社会福祉協議会会長

静岡市支援センターなごやか使用料の徴収事務	医療法人社団リラ理事長
静岡市障害者歯科保健センター使用料及び手数料の徴収事務	株式会社医業総合企画代表取締役
静岡市リバウエル井川リフト使用料の徴収事務	リバウエル井川運営組合組合長
動物火葬手数料の徴収事務	清水一般廃棄物処理業協同組合代表理事
狂犬病予防等手数料の徴収事務	有限会社北斗代表取締役
狂犬病予防等手数料の徴収事務	小沢動物病院代表
静岡市文化・クリエイティブ産業振興センター使用料の徴収事務	株式会社ピーエーシー代表取締役
静岡市清水みなとふれあいセンター使用料の徴収事務	社会福祉法人静岡市しみず社会福祉事業団理事長
静岡市番町市民活動センター使用料の徴収事務	特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会理事長
静岡市清水市民活動センター使用料の徴収事務	特定非営利活動法人NPOサポート・しみず理事長
静岡市賤機都市山村交流センター使用料の徴収事務	賤機都市山村交流センター運営委員会委員長
静岡市駿府城跡観光バス駐車場貸付料の徴収事務	公益財団法人するが企画観光局理事長
静岡市自家用有償旅客運送自動車井川線運賃の徴収事務	静鉄タクシー株式会社代表取締役社長
由比本陣記念館使用料の徴収事務	特定非営利活動法人ふれあい由比理事長
静岡市立登呂博物館観覧料、静岡市立登呂博物館図録等売払収入及び静岡市立芹沢銈介美術館使用料（共通観覧券に係るものに限る。）の徴収事務	静岡ビル保善株式会社代表取締役
静岡市直営施設（静岡市由比体育館、静岡市由比川河川敷スポーツ広場、静岡市中島	三幸株式会社代表取締役

を

人工芝多目的スポーツグラウンド、静岡市中島テニス広場、静岡市横砂テニス広場、静岡市恩田原スポーツ広場、静岡市蒲原西部コミュニティセンター、静岡市蒲原東部コミュニティセンター、清水桜が丘公園庭球場及び清水桜が丘公園グラウンド) 使用料の徴収事務	
静岡市直営施設（静岡市由比体育館、静岡市由比川河川敷スポーツ広場、静岡市中島人工芝多目的スポーツグラウンド、静岡市中島テニス広場、静岡市横砂テニス広場、静岡市恩田原スポーツ広場、静岡市蒲原西部コミュニティセンター、静岡市蒲原東部コミュニティセンター、清水桜が丘公園庭球場及び清水桜が丘公園グラウンド) 使用料の徴収事務	公益財団法人静岡市スポーツ協会会長
狂犬病予防等手数料の徴収事務	ドラ動物病院代表
狂犬病予防等手数料の徴収事務	有限会社井手動物病院代表取締役
地域総合整備資金の貸付けに係る徴収事務	財団法人地域総合整備財団理事長
狂犬病予防等手数料の徴収事務	たんぽぽ動物病院代表
生涯学習交流館使用料（静岡市辻生涯学習交流館、静岡市江尻生涯学習交流館、静岡市入江生涯学習交流館、静岡市浜田生涯学習交流館、静岡市岡生涯学習交流館、静岡市清水生涯学習交流館、静岡市不二見生涯学習交流館、静岡市駒越生涯学習交流館、静岡市折戸生涯学習交流館、静岡市三保生涯学習交流館、静岡市飯田生涯学習交流館、静岡市高部生涯学習交流館、静岡市有度生涯学習交流館、静岡市袖師生涯学習交流館、	清水区生涯学習交流館運営協議会理事長

静岡市庵原生涯学習交流館、静岡市興津生涯学習交流館、静岡市小島生涯学習交流館、静岡市両河内生涯学習交流館、静岡市蒲原生涯学習交流館及び静岡市由比生涯学習交流館)の徴収事務	
静岡市こどもクリエイティブタウン入館料の徴収事務	株式会社丹青社代表取締役
浜石野外センター使用料等の徴収事務	特定非営利活動法人ふれあい由比理事長
静岡市精神障害者地域活動支援センター手数料の徴収事務	社会福祉法人清承会理事長
静岡市清水病児・病後児保育事業手数料の徴収事務	認定NPO法人生き生きネットワーク代表理事
静岡市東静岡駅北口自転車等駐車場及び静岡市東静岡駅南口自転車等駐車場使用料の徴収事務	株式会社中部警備保障代表取締役
狂犬病予防等手数料の徴収事務	有限会社大庭企画代表取締役
狂犬病予防等手数料の徴収事務	尾崎動物病院代表
静岡市安倍川駅西口自転車等駐車場使用料の徴収事務	鈴与セキュリティサービス株式会社静岡支店長
ふるさと寄附金の収納事務	株式会社さとふる代表取締役社長
戸籍等手数料及び税証明等手数料の収納事務	地方公共団体情報システム機構理事長
静岡市駿河病児・病後児保育事業手数料の徴収事務	医療法人社団幸のめばえ理事長
静岡市立日本平動物園の施設外における販売に係る入園料の徴収事務	株式会社セブンドリーム・ドットコム代表取締役
静岡市西ヶ谷資源循環体験プラザ使用料の徴収事務	一般財団法人静岡市環境公社理事長
母子及び父子並びに寡婦福祉資金の償還金の収納事務	ニッテレ債権回収株式会社代表取締役

静岡市支援センターみらい使用料の徴収事務	公益社団法人静岡県精神保健福祉会連合会 理事長
静岡市自家用有償旅客運送自動車両河内線 運賃の徴収事務	特定非営利活動法人清流の里両河内理事長
狂犬病予防等手数料の徴収事務	株式会社エスポワールベッツ代表取締役
ふるさと寄附金の収納事務	株式会社トラストバンク代表取締役
狂犬病予防等手数料の徴収事務	鷹匠ペットクリニック株式会社代表取締役
静岡市立日本平動物園の施設外における販 売に係る入園料の徴収事務	コミュニティ・ネットワーク株式会社代表 取締役社長
狂犬病予防等手数料の徴収事務	岡島動物病院代表
狂犬病予防等手数料の徴収事務	小さな動物病院代表
静岡市あさはた緑地交流広場使用料の徴収 事務	一般社団法人グリーンパークあさはた代表 理事
狂犬病予防等手数料の徴収事務	a c o 動物病院代表
静岡市立芹沢銈介美術館図録等売払収入の 徴収事務	株式会社TEKURA代表取締役
静岡市歴史博物館の観覧料、特別観覧料及 び講座室使用料の徴収事務	公益財団法人静岡市文化振興財団理事長
放課後児童健全育成事業手数料の徴収事務	株式会社しんきん情報サービス代表取締役

J

「

静岡市立日本平動物園の入園料、遊戯施設使用料、駐車場使用料及び各種発行物売払収入の徴収事務並びに静岡市立日本平動物園整備基金に係る静岡市立日本平動物園における寄附金の収納事務	一般財団法人静岡市動物園協会
静岡市民ギャラリー使用料の徴収事務	公益財団法人静岡市文化振興財団
静岡市立芹沢銈介美術館使用料及び静岡市立登呂博物館観覧料（共通観覧券に係るものに限る。）の徴収事務	株式会社サン
静岡市梅ヶ島キャンプ場使用料の徴収事務	静岡市梅ヶ島キャンプ場運営協議会会長
静岡市玉川キャンプセンター使用料の徴収事務	静岡市玉川キャンプセンター運営協議会会長
戸籍等手数料及びその他証明閲覧手数料の徴収事務	株式会社東海道シグマ
指定容器の販売に伴う一般廃棄物処理手数料の徴収事務	一般財団法人静岡市環境公社
動物火葬手数料の徴収事務	一般社団法人静岡県動物保護協会
静岡市静岡中央子育て支援センター及び静岡市清水中央子育て支援センター一時保育室使用料の徴収事務	社会福祉法人静岡市社会福祉協議会
井川高齢者生活福祉センター使用料の徴収事務	社会福祉法人静岡市社会福祉協議会
大川高齢者生活福祉センター使用料の徴収事務	社会福祉法人駿河会
急病センター使用料及び手数料の徴収事務	一般社団法人静岡市静岡医師会
狂犬病予防等手数料の徴収事務	静岡市獣医師会会長
狂犬病予防等手数料の徴収事務	株式会社ワンヘルスコーポレーション
狂犬病予防等手数料の徴収事務	有限会社美術館前動物病院
静岡市林業センター使用料の徴収事務	静岡市森林組合代表理事組合長

用宗漁港クレーン使用料、岸壁使用料及び船揚場使用料の徴収事務	清水漁業協同組合代表理事組合長
由比漁港岸壁使用料及び船揚場使用料の徴収事務	由比港漁業協同組合代表理事組合長
静岡ヘリポートの着陸料及び停留所の徴収事務	公益財団法人静岡市まちづくり公社
静岡市青葉通り自転車等駐車場使用料の徴収事務	エスピ東海株式会社
静岡市追手町自転車等駐車場使用料の徴収事務	株式会社セリオ
静岡市黒金町西第1自転車等駐車場及び静岡市黒金町西第2自転車等駐車場使用料の徴収事務	東光ガード株式会社
静岡市黒金町東第1自転車等駐車場及び静岡市黒金町東第2自転車等駐車場使用料の徴収事務	静岡ビル保善株式会社
生涯学習センター使用料（静岡市葵生涯学習センター、静岡市西部生涯学習センター、静岡市東部生涯学習センター、静岡市北部生涯学習センター、静岡市藁科生涯学習センター、静岡市西奈生涯学習センター、静岡市南部生涯学習センター、静岡市長田生涯学習センター、静岡市大里生涯学習センター、静岡市駿河生涯学習センター及び静岡市北部生涯学習センター美和分館）、女性会館使用料及び南部勤労者福祉センター使用料の徴収事務	公益財団法人静岡市文化振興財団
静岡市清水社会福社会館使用料の徴収事務	社会福祉法人静岡市社会福祉協議会
静岡市静岡駅北口地下駐車場使用料の徴収事務	株式会社ユアーズ静岡



静岡市森下町自転車等駐車場使用料の徴収事務	株式会社サン
藁科都市山村交流センター使用料の徴収事務	藁科交流センター運営委員会委員長
静岡市清水駅東ロクライミング場使用料の徴収事務	清水駅まちづくりパーキング共同事業体代表企業静岡ビルサービス株式会社
清水日本平運動公園球技場使用料の徴収事務	静岡スポーツスクエア共同事業体代表者公益財団法人静岡市まちづくり公社
計量器検査手数料の徴収事務	一般社団法人静岡県計量協会
静岡市梅ヶ島高齢者生活福祉センター使用料の徴収事務	社会福祉法人桂
狂犬病予防等手数料の徴収事務	有限会社しん動物病院
静岡市草薙駅前西自転車等駐車場及び静岡市草薙駅北口自転車等駐車場使用料の徴収事務	株式会社セリオ
静岡市清水駅西口自転車等駐車場使用料の徴収事務	エスピトーム株式会社
静岡市由比駅前自転車等駐車場使用料の徴収事務	株式会社静岡総合警備保障
静岡市地域福祉交流プラザ使用料の徴収事務	社会福祉法人静岡市社会福祉協議会
静岡市支援センターなごやか使用料の徴収事務	医療法人社団リラ
静岡市障害者歯科保健センター使用料及び手数料の徴収事務	株式会社医業総合企画
静岡市リバウエル井川リフト使用料の徴収事務	リバウエル井川運営組合組合長
動物火葬手数料の徴収事務	清水一般廃棄物処理業協同組合代表理事
狂犬病予防等手数料の徴収事務	有限会社北斗
狂犬病予防等手数料の徴収事務	小沢動物病院代表

静岡市文化・クリエイティブ産業振興センター使用料の徴収事務	株式会社ピーエーシー
静岡市清水みなとふれあいセンター使用料の徴収事務	社会福祉法人静岡市しみず社会福祉事業団
静岡市番町市民活動センター使用料の徴収事務	特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会
静岡市清水市民活動センター使用料の徴収事務	特定非営利活動法人NPOサポート・しみず
静岡市賤機都市山村交流センター使用料の徴収事務	賤機都市山村交流センター運営委員会委員長
静岡市駿府城跡観光バス駐車場貸付料の徴収事務	公益財団法人するが企画観光局
静岡市自家用有償旅客運送自動車井川線運賃の徴収事務	静鉄タクシー株式会社
由比本陣記念館使用料の徴収事務	特定非営利活動法人ふれあい由比
静岡市立登呂博物館観覧料、静岡市立登呂博物館図録等売払収入及び静岡市立芹沢銈介美術館使用料（共通観覧券に係るものに限る。）の徴収事務	静岡ビル保善株式会社
静岡市直営施設（静岡市由比体育館、静岡市由比川河川敷スポーツ広場、静岡市中島人工芝多目的スポーツグラウンド、静岡市中島テニス広場、静岡市横砂テニス広場、静岡市恩田原スポーツ広場、静岡市蒲原西部コミュニティセンター、静岡市蒲原東部コミュニティセンター、清水桜が丘公園庭球場及び清水桜が丘公園グラウンド）使用料の徴収事務	三幸株式会社
静岡市直営施設（静岡市由比体育館、静岡市由比川河川敷スポーツ広場、静岡市中島	公益財団法人静岡市スポーツ協会

人工芝多目的スポーツグラウンド、静岡市中島テニス広場、静岡市横砂テニス広場、静岡市恩田原スポーツ広場、静岡市蒲原西部コミュニティセンター、静岡市蒲原東部コミュニティセンター、清水桜が丘公園庭球場及び清水桜が丘公園グラウンド) 使用料の徴収事務	
狂犬病予防等手数料の徴収事務	ドラ動物病院代表
狂犬病予防等手数料の徴収事務	有限会社井手動物病院
地域総合整備資金の貸付けに係る徴収事務	財団法人地域総合整備財団
狂犬病予防等手数料の徴収事務	たんぽぽ動物病院代表
生涯学習交流館使用料（静岡市辻生涯学習交流館、静岡市江尻生涯学習交流館、静岡市入江生涯学習交流館、静岡市浜田生涯学習交流館、静岡市岡生涯学習交流館、静岡市清水生涯学習交流館、静岡市不二見生涯学習交流館、静岡市駒越生涯学習交流館、静岡市折戸生涯学習交流館、静岡市三保生涯学習交流館、静岡市飯田生涯学習交流館、静岡市高部生涯学習交流館、静岡市有度生涯学習交流館、静岡市袖師生涯学習交流館、静岡市庵原生涯学習交流館、静岡市興津生涯学習交流館、静岡市小島生涯学習交流館、静岡市両河内生涯学習交流館、静岡市蒲原生涯学習交流館及び静岡市由比生涯学習交流館）の徴収事務	清水区生涯学習交流館運営協議会理事長
静岡市こどもクリエイティブタウン入館料の徴収事務	株式会社丹青社
浜石野外センター使用料等の徴収事務	特定非営利活動法人ふれあい由比
静岡市精神障害者地域活動支援センター手	社会福祉法人清承会

数料の徴収事務	
静岡市清水病児・病後児保育事業手数料の徴収事務	認定NPO法人生き生きネットワーク
静岡市東静岡駅北口自転車等駐車場及び静岡市東静岡駅南口自転車等駐車場使用料の徴収事務	株式会社中部警備保障
狂犬病予防等手数料の徴収事務	有限会社大庭企画
狂犬病予防等手数料の徴収事務	尾崎動物病院代表
静岡市安倍川駅西口自転車等駐車場使用料の徴収事務	鈴与セキュリティサービス株式会社
ふるさと寄附金の収納事務	株式会社さとふる
戸籍等手数料及び税証明等手数料の収納事務	地方公共団体情報システム機構理事長
静岡市駿河病児・病後児保育事業手数料の徴収事務	医療法人社団幸のめばえ
静岡市立日本平動物園の施設外における販売に係る入園料の徴収事務	株式会社セブンドリーム・ドットコム
静岡市西ヶ谷資源循環体験プラザ使用料の徴収事務	一般財団法人静岡市環境公社
母子及び父子並びに寡婦福祉資金の償還金の収納事務	ニッテレ債権回収株式会社
静岡市支援センターみらい使用料の徴収事務	公益社団法人静岡県精神保健福祉会連合会
静岡市自家用有償旅客運送自動車両河内線運賃の徴収事務	特定非営利活動法人清流の里両河内
狂犬病予防等手数料の徴収事務	株式会社エスポワールベッツ
ふるさと寄附金の収納事務	株式会社トラストバンク
狂犬病予防等手数料の徴収事務	鷹匠ペットクリニック株式会社
静岡市立日本平動物園の施設外における販売に係る入園料の徴収事務	コミュニティ・ネットワーク株式会社

狂犬病予防等手数料の徴収事務	岡島動物病院代表
狂犬病予防等手数料の徴収事務	小さな動物病院代表
静岡市あさはた緑地交流広場使用料の徴収事務	一般社団法人グリーンパークあさはた
狂犬病予防等手数料の徴収事務	株式会社N i c o動物病院
静岡市立芹沢銈介美術館図録等売払収入の徴収事務	株式会社TEKURA
静岡市歴史博物館の観覧料、特別観覧料及び講座室使用料の徴収事務	公益財団法人静岡市文化振興財団
放課後児童健全育成事業手数料の徴収事務	株式会社しんきん情報サービス

J

改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から適用する。

## 静岡市告示第98号

地方自治法施行令第158条の2第1項の規定による地方税の収納の事務の委託(平成19年静岡市告示第206号)の一部を次のように改正する。

令和6年3月1日

静岡市長 難波 喬 司

表中

「

軽自動車税種別割、個人の市民税・県民税(普通徴収)、固定資産税及び都市計画税の収納事務	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ代表取締役社長
	株式会社セブンーイレブン・ジャパン代表取締役社長
	株式会社ローソン代表取締役
	株式会社ファミリーマート代表取締役社長
	山崎製パン株式会社代表取締役社長
	ミニストップ株式会社代表取締役
	株式会社ポプラ代表取締役社長
	株式会社セイコーマート代表取締役
	株式会社しんきん情報サービス代表取締役
	L I N E P a y 株式会社代表取締役
	P a y P a y 株式会社代表取締役
	ビリングシステム株式会社代表取締役
	株式会社NTTドコモ代表取締役
	株式会社みずほ銀行代表取締役
	KDDI株式会社代表取締役社長
楽天銀行株式会社代表取締役社長	
国民健康保険税の収納事務	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ代表取締役社長
	株式会社セブンーイレブン・ジャパン代表取締役社長
	株式会社ローソン代表取締役
	株式会社ファミリーマート代表取締役社長
	山崎製パン株式会社代表取締役社長
	ミニストップ株式会社代表取締役社長

を

株式会社ポプラ代表取締役社長
株式会社セイコーマート代表取締役社長
株式会社しんきん情報サービス代表取締役

「

軽自動車税種別割、個人の市民税・県民税（普通徴収）、固定資産税及び都市計画税の収納事務	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
	株式会社ローソン
	株式会社ファミリーマート
	山崎製パン株式会社
	ミニストップ株式会社
	株式会社ポプラ
	株式会社セイコーマート
	株式会社しんきん情報サービス
	L I N E P a y 株式会社
	P a y P a y 株式会社
	ビリングシステム株式会社
	株式会社NTTドコモ
	株式会社みずほ銀行
	KDDI 株式会社
	楽天銀行株式会社
楽天ペイメント株式会社	
国民健康保険税の収納事務	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
	株式会社ローソン
	株式会社ファミリーマート
	山崎製パン株式会社
	ミニストップ株式会社
	株式会社ポプラ
	株式会社セイコーマート

に

株式会社しんきん情報サービス

改める。

附 則

この告示は、令和5年5月1日から適用する。